

令和2年度 老人施設部会 事業計画

老人福祉施設の最重要課題は福祉・介護人材の確保・定着・育成である。各法人・施設による主体的な取り組みに加え、若い世代に対し、福祉・介護の仕事の魅力ややりがいの発信なども含めたイメージアップ戦略を構築する必要がある。老人施設部会としては、行政、社協、教育機関や教育庁などの関係機関と協力しながら、対策を進めていく。

一方、社会福祉法人の公益的な取組が義務化された中、各法人の自律した組織運営を前提に、大阪しあわせネットワークのさらなる推進等を通じて、その存在意義を明確に示していかなければならない。

加えて、令和3年度には介護報酬改定を控えていることから、社会保障審議会介護給付費分科会等の動向も踏まえ、今後も健全な施設経営ができるよう老人施設部会一丸となり、国や大阪府等に提言していくことが重要になっている。

また、昨年度も全国各地で災害が相次いだ、今後も南海トラフ巨大地震等の災害が起きることを想定し、その対応について検討する必要がある。また、新型コロナウイルスへの対応も行っていく。

こうした状況を踏まえ、会員施設の協力を得ながら、社会福祉法人・老人福祉施設として利用者の尊厳を支えかつニーズに応えた質の高いケアを安定して提供していくために、下記5点を重点課題に挙げ積極的に事業を推進する。

〈令和2年度 老人施設部会 重点事業〉

1. ブロック会議・各種委員会の活性化
2. 人材確保と定着・育成のための取り組みの推進
3. 大阪しあわせネットワークの推進
4. 介護報酬改定ならびに各種制度改正への対応
5. 府内の災害対策及び新型コロナウイルスへの対応

以上の趣旨をふまえ、下記の事業を推進したい。

※_____は新規事業および重点事業

1 諸会議の開催

- (1) 総会 … 5月
- (2) 正副部会長会議 … 4月・5月・7月・9月・11月・12月・1月・2月開催
(その他、必要に応じて開催)
- (3) 常任委員会 … 4月・5月・7月・9月・11月・12月・1月・2月開催
(その他、必要に応じて開催)
部会事業の企画・実施、諸課題への対応協議
- (4) 各種委員会 … 必要に応じて随時開催
(次世代育成委員会・制度提言委員会・研修委員会・災害対策委員会)
- (5) プロジェクト会議 … 必要に応じて随時開催
- (6) ブロック会議 … 年3回程度の定期開催および必要に応じて随時開催

2. 人材確保と定着・育成に向けた取り組みの推進

(1) 次世代育成委員会・福祉介護人材対策プロジェクトを中心とした人材確保、定着・育成の取り組み

- ①採用力向上、福祉・介護のイメージアップの取り組み
- ②行政、社協、教育機関や教育庁と連携した教職員向け事業の取り組み
- ③イベントや研修の充実を通じた確保・定着・育成の取り組みの推進
- ④外国人雇用に関する取り組み

(2) 就職フェアの開催

(3) 八年勤続感謝状の授与を通じた永年勤続職員のモチベーションアップ

(4) 職員の定着・育成を目的とした研修等の実施

大阪福祉人材支援センター、他種別部会と情報共有・精査しながら進める。

- ①大阪老人福祉施設研究大会を通じた研究活動の推進
- ②職階に応じた研修（管理職、リーダーなど）
- ③介護福祉士ファーストステップ研修
- ④認知症ケアのあり方についての研修・研究
- ⑤介護福祉士国家試験直前対策セミナー
- ⑥近畿老人福祉施設研究協議会（大阪大会）※令和3年度に延期が決定

3. 大阪しあわせネットワークの実施

(1) 大阪しあわせネットワークの実施およびシステムを活用した「見える化」の推進

(2) 経営者部会社会貢献事業推進委員会への参画および連携

(3) 大阪府社会福祉協議会社会貢献基金運営委員会への参画

(4) 法人後見の推進支援

4. 介護報酬改定ならびに各種制度改正への対応

(1) 介護報酬改定等に関する情報提供

老人施設部会ニュースの発行、インターネットを活用した資料・情報提供

(2) 行政・関係機関への提言・要望

制度提言委員会を中心に、次期介護報酬改定、社会福祉法人制度や人材不足の実態等に関する検討・調査を行い、提言・要望等を行政や関係者等に行う。

(3) 地域包括ケアシステムや介護予防・日常生活支援総合事業の制度検証

(4) 社会福祉法人による生計困難者に対する介護サービス利用者負担軽減制度の100%実施の推進

(5) 利用者のニーズに応える公益的事業・制度外サービスの研究・開発

(6) 社会福祉に関連する法制度への対応

5. 府内の災害対策及び新型コロナウイルスへの対応

6. 養護老人ホーム・軽費老人ホーム・ケアハウス運営の堅持・発展強化

7. 分科会活動

特養・養護・軽費・在宅・大阪市ブロック分科会の運営

8. その他の部会活動

(1) ホームページ「さくら草ネット」による広報活動の充実

(2) 福祉と共生のまちづくり推進委員会の取り組みの推進

(3) 福祉サービス第三者評価受審の推進

(4) 全国経営協、近畿経営協事業との連携強化

令和2年度 特養分科会 事業計画

昨年度実施した特養実態調査の結果では、介護職員処遇改善加算や定期昇給、最低賃金の上昇などの影響もあり賃金水準は改善傾向にあるが、その一方で人件費率も上昇しており経営を圧迫する要因にもなっている。昨年新設された介護職員等特定処遇改善加算により人材の確保、定着に期待する中、特養の厳しい経営状況が続いている。

特養分科会では、国による次期介護報酬の改定に向けた議論が進むなか、必要に応じた調査を実施し、その結果を踏まえながら、国や関係行政等に対して提言・要望をおこなうとともに、人材の確保と定着・育成について、施設の経営改善に資することができるよう、下記の事業を推進する。

1. 諸会議の開催

- (1) 総会 年1回
- (2) 運営委員会 年6回
- (3) ブロック会議 年3回程度
- (4) 研修小委員会 必要に応じて随時開催
- (5) 調査・研究小委員会 必要に応じて随時開催
- (6) 制度・提言小委員会 必要に応じて随時開催（老人施設部会 制度提言委員会と連動する）

2. 分科会事業

- (1) 各種制度改正情報の提供
- (2) 部会の制度・提言委員会に連動
 - ①特養に関する要望・提言等のとりまとめと発信
 - ②人材不足に関する調査の検討・実施（部会活動と連動する）
 - ③実地指導における指導内容の収集及び要望事項等の検討・情報提供
- (3) 各種研修会の開催
特養の時事的な課題や生活相談員など職種別の課題に沿った研修の開催
- (4) ブロック活動の強化
 - ①ブロック毎の諸会議並びに研修会の開催
 - ②生活相談員連絡会の開催支援
 - ③ブロック別就職フェアの開催などを通じた人材確保の推進
- (5) 特養における社会福祉法人による生計困難者に対する介護サービス利用者負担軽減制度の100%実施の推進

3. 大阪しあわせネットワークの推進

令和2年度 養護分科会 事業計画

1. 分科会事業

- (1) 養護分科会（年2回程度）
養護老人ホームのあり方、経営・運営上の諸課題について、研修・研究・情報提供・意見交換を行う。
- (2) 養護老人ホームに関する調査・研究
養護老人ホーム運営上の諸課題、各種様式等の作成などを行う。
- (3) 養護老人ホームに関する提言・要望
養護老人ホーム運営上の提言・要望を行う。
- (4) 養護老人ホームの普及・啓発
行政や専門職等に養護老人ホームの機能や役割について、普及・啓発を行う。

2. 「生活相談員連絡会」の開催

- (1) 相談員連絡会（年2回程度）
養護老人ホームの相談員による日々の業務上の諸課題について、意見交換・情報交換を行う。
- (2) 相談員・支援員研修会（必要に応じて随時開催）
養護老人ホーム相談員・支援員等を対象としたテーマ別研修会を開催する。
- (3) 施設見学研修会（必要に応じて随時開催）
府内外の養護老人ホーム等の施設見学研修を行う。
- (4) 「養護老人ホーム演芸大会」の企画・運営
養護老人ホーム入居者による演芸発表会を開催する。

3. 大阪しあわせネットワークの推進

令和2年度 軽費分科会 事業計画（案）

軽費老人ホーム・ケアハウスには、日常生活を営むことに不安を抱える低所得者への支援はもとより、ソーシャルワーク機能や関係機関と連携し、要介護や精神疾患など社会的援護を必要する方への自立支援や社会参加の促進を図る役割がある。さらにアウトリーチによる地域支援など、地域包括ケアシステムが構築・推進されるなかで、地域における生活支援施設として、重要な役割を担うことが期待されている。

軽費分科会では、処遇困難な虐待ケースや精神疾患等の多様な方の受け入れのため、入居者の個別支援力強化をめざすとともに、軽費老人ホーム・ケアハウスが実践する地域公益活動の発信や事務費補助金等に関する行政との意見交換や協議など、軽費老人ホーム・ケアハウスの実情と役割をより示していけるよう、下記の事業を推進する。

※_____は新規事業および重点事業

1. 諸会議の開催

(1) 総会	年1回
(2) 運営委員会	年4回
(3) 分科会	年3回
(4) 研修委員会	随時
(5) 調査・研究委員会	随時
(6) 行政との意見交換会	随時

2. 分科会事業

- (1) 軽費・ケアハウスにおける個別支援力強化の取り組み
- (2) 軽費・ケアハウスが取り組んでいる活動や事例等の発信
- (3) 全国軽費老人ホーム協議会や近畿老人福祉施設協議会との連携
- (4) 各種研修会の開催
 - ① 施設経営や生活支援向上に関する研修会
 - ② 施設見学会
 - ③ 虐待や精神疾患等に関する事例紹介
- (5) 生活相談員の情報・意見交換会
- (6) その他

3. 要望事項のとりまとめ・検討、行政その他関係機関との連携及び連絡・調整

4. 大阪しあわせネットワークの推進

令和2年度 在宅分科会 事業計画

2021年介護保険制度改正に関する議論では、団塊世代がすべて75歳以上となる2025年を見据え、地域包括ケアシステムを推進し、多様なニーズに対応した介護の提供・整備を行うことが重要になっている。特に地域包括支援センター、在宅介護支援センター、通所介護や訪問介護など、さまざまな在宅サービス事業所には主体的な参画のもと、社会参加や介護予防を促進した支援を行うことが期待されている。

また、地域包括ケアシステムにおいては、大都市や周辺都市、山間地域など、地域によって高齢化の状況や介護ニーズが異なることから、各々の実情にあわせた地域づくりが求められている。加えて、伴走型支援や断らない相談支援等も重要なキーワードである。

在宅分科会では、地域共生社会を重点テーマに設定し、制度設計の検証や、医療・介護の連携、介護予防などに関する情報発信や行政に対し提言をおこなうとともに、会員事業所がより質の高いケアを継続して提供できるよう、下記の事業を推進する。

1. 諸会議の開催

- (1) 総会 年1回
- (2) 運営委員会 年6回
- (3) ブロック会議 必要に応じて随時開催（他分科会との共催）

2. 小委員会活動

(1) 研修小委員会

会員事業所のさらなるケアの質の向上、法制度や関連施策により生じた課題の解決などを目的に、以下のテーマを中心として、各種研修会を開催する。

- ① 介護保険制度改正／地域包括ケアシステム
- ② 介護技術
- ③ ヘルパー（サービス提供責任者）
- ④ その他

(2) 調査研究小委員会

会員事業所の経営改善や、行政への提言に資することができるよう、以下のテーマを中心として、各種調査・研究事業を実施する。

- ① 経営実態
- ② 各市町村における地域包括ケアシステム
- ③ その他

3. 大阪しあわせネットワークの推進

4. 情報提供システムの構築

部会ホームページ「さくら草ネット」の活用による在宅サービス事業所ならびに地域包括支援センター、在宅介護支援センターに関する情報提供

5. 行政その他の関係機関との連携および連絡・調整

6. 全国地域包括・在宅介護支援センター協議会の会員拡大

令和2年度 社会貢献事業推進委員会 事業計画

～大阪しあわせネットワーク～

老人施設部会と大阪府社会福祉協議会が協働事業として実践を積み重ねてきた生活困窮者レスキュー事業（大阪しあわせネットワーク事業）は、17年目を迎える。

社会福祉法人が有する施設機能、専門性やノウハウを柔軟に活かし、人との関係作り、居場所の提供、住居の確保、子どもの学習支援、稼働年齢層への就労支援等、制度のはざままで生活困窮に陥った住民に寄り添い、その人のパートナーとして抱えている問題を解決していく総合生活相談事業である（図I）。

わが国は、超少子高齢化が進む人口減少社会の中で、貧困や社会的孤立、失業、虐待、DV被害など、住民（国民）の自己責任では解決に至らない深刻な福祉課題・生活課題が生じ、自分自身の将来に対して不安を持つ人が増えている。

これらの問題には、超少子高齢化、経済社会の変化などにより、家庭や地域社会、企業等の相互扶助機能が急速に力を失ったことや、現在の社会保障、社会福祉制度が実態に合わなくなり、充分に対応しきれない状況にあることが大きな要因となっている。

本事業は、今般の社会福祉法人改革の柱の一つにもなっている「地域における公益的な取り組み」にも大きく関連し、就労訓練事業（中間的就労）の推進も合わせて、社会福祉法人が本来持っている博愛の精神の下、慈善性、先駆性、創造性、独自性が発揮され、その実績は国民、府民から大いに期待される地域公益事業である。

生活困窮者支援は、行政・市町村社協・関係機関との連携した対応が求められ、市町村単位での施設連絡会（地域貢献委員会）活動の構築がこれからの大きな課題となる。

また民生児童委員等の地域住民との協働、連携を図ることができれば、課題を抱えた方のキャッチが早くなり、迅速に対応する事で、課題が複雑化、複合化しないうちに解決を図り、対象者は人の優しさ信頼を感受し、安心を得て自立した生活を送ることができる。

社会福祉法人への公的助成、優遇措置は制度固有のものではなく、あくまでも公益活動に対する措置であることから、公益性のある仕事を自ら開拓して展開させるところに社会福祉法人の使命があるといわねばならない。

上記、制度創設の理念に立ち返り、社会福祉法人として、地域公益事業をより進展させるべく、老人施設部会の中核事業として、下記の事業を推進する。

1. 社会貢献事業推進委員会

(1) 検討事項

- ・社会貢献事業全体像について検討
- ・施設CSWの自立した活動及び地域単位の組織化（地域貢献委員会）の推進
- ・行政、社協、民生委員、施設部会全体の協働について検討
- ・社会貢献基金運営委員会との連携
- ・中間的就労修了者の一般就労移行への協力

2. 研修事業

(1) CSW養成研修（種別間連携）

- ・新任CSWに対する事業説明と講義、事例検討による理解の浸透

(2) 相談援助技術研修会

- ・地域ごとのCSWによる事例検討
- ・社会貢献事業の特性に関する意見交換

- (3) 社会貢献事業スキルアップ講座
 - ・CSW マイスター認定研修
 - ・社会資源や援助技術、制度等に関する講義
 - ・テーマに関連した相談事例の分析
- (4) 就労訓練事業（中間的就労）就労支援担当者養成及びフォローアップ研修
- (5) 理事長・施設長向け研修会

3. 普及・啓発活動

- (1) シンポジウム
 - ・学識経験者、各界有識者の発言による社会貢献事業の検証
 - ・マスコミ、関係機関に対する事業実績と意義の発信
- (2) 学会での報告
 - ・事業実績並びに社会的効果の積極的な報告
- (3) 全国展開に向けた取組み
 - ・他府県との意見交換の実施
- (4) 全種別会員に対する本事業理解、啓発のための研修
 - ・全種別との社会貢献事業実施検討委員会の開催
- (5) 効果的な広報方法と媒体の検討
 - ・大阪しあわせネットワーク支援システム等を活用した広報活動の推進

4. 新たなステージを考える事業研究活動

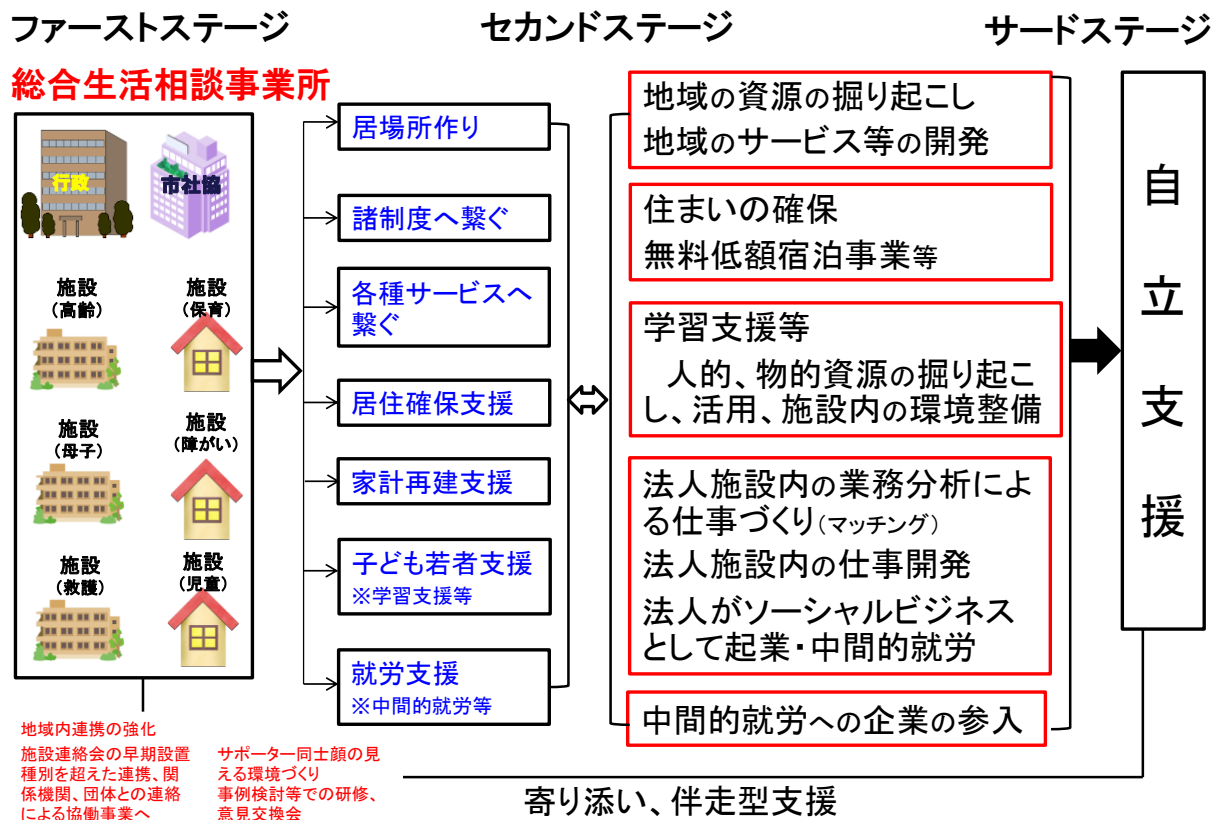
- ・施設連絡会（地域貢献委員会）が全市区町村に整備されるように促進する
- ・生活困窮者レスキュー事業の効果や課題の検証調査の実施
- ・新たな支援の在り方について、行政や関係者等へ提言
- ・就労訓練事業（中間的就労）リーフレットの活用
- ・先進的な取り組みを実施している法人や市町村への視察
- ・SNSの活用の検討
- ・法人後見の推進支援

5. 大阪府社会福祉協議会施設福祉部社会貢献推進室との連携

- ・事業全般にわたり、老人施設部会、各種別、府社協との協働連携をすすめ、適宜協議する。

社会貢献事業『生活困窮者レスキュー事業』の今後の在り方

図 I



総合生活相談、いわゆるたらい回しをしない相談援助を入口として、セカンドステージの自立へ向けての経過事業（中間的就労等）を積極的に展開し、サードステージの自立援助へと結び付け、自立サポートを実施しましょう。